

# 認知症について

## ■ 認知症があっても安心して暮らせるまちづくりを…

### ● 認知症の人を地域ぐるみで支えましょう

認知症の人とその家族が、これまでと同様に穏やかで安心して地域で暮らし続けるためには、みんなが認知症についての理解を深め、地域全体で支えていくことが大切です。いつ、誰がなるかわからない認知症ですから、「お互い様」の気持ちで、認知症の人や家族が困っていたら、それが自分にできることを協力し合って、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるようにしましょう。

### 「行方不明者情報」(草津市メール配信サービス)

**メール配信の目的** 行方不明となった認知症等の方の早期発見・早期保護

**メール配信の流れ** 親族等からの依頼により、行方不明者の情報を配信し、メール受信者に情報提供を呼びかけます。

※日常の外出などの時、行方不明者を見かけたらご一報をお願いします。

**メール受信登録** 草津市メール配信サービス(すぐメールプラス)の「安全安心情報」の配信カテゴリの「**行方不明者情報**」に登録いただくと、行方不明者に関する情報を配信します。

**〈登録方法〉** <https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mailhanshin.html>をご覧いただき、草津市メール配信サービス(t-kusatsu@sg-p.jp)に空メールを送信いただき、案内に沿って登録してください。配信項目詳細で、安全安心情報または行方不明者情報を選択してください。

**〈登録費用〉** 無料(ただし、メール等の通信費はご負担ください)

**〈その他〉** メールは送信専用で、返信はできません。

### ● 認知症ヘルプカード

外出時に携帯するポケットサイズのカードで、このカードを持ち歩くことにより、本人は周囲の人に助けを求めやすくなり、また周囲の人は声をかけやすくなります。

**対象となる方** 軽度の認知症の人や自力で外出することができて道に迷う恐れのある人

**利 用 料** 無料

**配 布 場 所** 長寿いきがい課窓口、市ホームページ ※ご希望の方には窓口でカードホルダーもお渡ししています。

### ● 認知症センター養成講座

草津市では、「認知症があっても安心して暮らせるまちづくり」をめざし、認知症について正しく理解した「認知症センター(認知症の理解者)」の養成に取り組んでいます。

養成講座には、「草津市認知症キャラバン・メイト」が認知症に対する正しい知識と認知症の人に対する具体的な対応方法などを伝える指導者として、地域へ出向いています。

ぜひとも企業や地域等での研修機会にご活用ください。

**対象となる方** ●住民組織(町内会、地域での各種団体の集まり、ボランティア団体など)  
(5人以上の団体等) ●企業、団体、公共サービス機関、事業所など

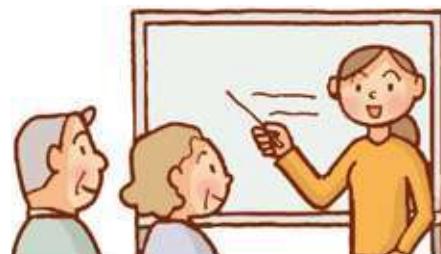
**開 催 日 時** 原則として、ご希望の日時に開催します。

1か月前までにご相談ください。(ただし、ご希望日に開催できない場合もあります)

**場 所** 団体等で手配・準備をお願いします。(ただし、ご希望場所で開催できない場合もあります)

**受 講 料** 無料

**問 合 せ 先** 長寿いきがい課 長寿政策係 ☎561-2372



# 草津市認知症支援の早見表

認知症の進行状況		軽 度	中 度	重 度
内 容	対応のポイント	誰かの見守りがあれば日常生活は自立  ●料理がうまくできない ●同じことを何度も話したり、聞いたりする ●どこに物をしまったか分からなくなる ●物盗られ妄想がある ●物事を行なうことがおっくうになる	日常的に手助け・介護が必要  ●時間や場所がわからなくなる ●季節にあった服が選べない ●外出先からひとりで戻れない ●言葉が出てにくくなる ●暴力や万引きなど衝動的な行動を起こすことがある	常に介護が必要  ●尿意や便意がなくなる ●歩くことが難しくなる ●家族の顔がわからなくなる ●表情が乏しくなる
		いつも違う、おかしいなと感じたときは、早めにかかりつけ医に相談しましょう。 自信をなくしたり、傷ついたりすることがないよう、さりげなく手助けしましょう。 (失敗体験は、本人の自信を喪失させ、症状を悪化させるとも言われています。怒ったり、責めたりせず、できなくなっている部分をさりげなくサポートしましょう。)	地域包括支援センター (P36~37) 草津市社会福祉協議会 (P33) 民生委員・児童委員 ケアマネジャー (P57) 認知症なんでも相談所 (P54) 認知症の人と家族の会 (P54)	●医療や介護について、情報を集め、勉強しましょう。(認知症のタイプや進行度合いにより、対応が異なります。適切な対応で、進行を遅くしたり、穏やかに過ごすことも可能です。) ●介護保険サービスや福祉サービスなどを利用しましょう。(本人にできないことが増えると、家族の負担も大きくなります。サービスを利用したり、介護者の集まりなどで話をしても、本人・家族がリフレッシュすることも大切です。)
相 談	総合相談の窓口			
	家族の悩み相談			
	地域福祉権利擁護事業 (P33)	認知症の人と家族、地域住民等、誰もが集い、交流できる場です。	成年後見制度 (P54)	
権利擁護	楽しみ	認知症カフェ	デイサービス／認知症デイサービス／小規模多機能型居宅介護 (P20～) デイケア／訪問リハビリテーション (P20～)	
	運動・予防		認知症高齢者等探索システム利用支援 (P30) 認知症高齢者等見守りネットワーク (P31) 認知症高齢者等個人賠償責任保険 (P31)	
予防・介護	見守り		緊急通報システム (P31) 地域包括支援センター (P36~37) 民生委員・児童委員 認知症の人にやさしいお店 認知症サポーター (P51)	
	介 護	デイサービス／認知症対応型通所介護／小規模 訪問入浴介護／居宅療養管理指導／福	多機能型居宅介護／デイケア／訪問リハビリテーション／ホームヘルプ／地域密着型通所介護 (P20～) 祉用具貸与／特定福祉用具販売／住宅改修費支給／ショートステイ (P21～)	
	住まい	「安否確認」や「生活相談」の提供が必須とされている住宅で、食事の提供を行っている所もあります。介護などのサービスは、住宅の運営主体や外部の事業者と別に契約を結ぶことで提供されます。	定期巡回・随时対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護 (P26) グループホーム (P27) 老人保健施設／介護医療院 (P25) 特別養護老人ホーム (P25)	
健 康	医 療	受診日時点で草津市国民健康保険の加入者で、40歳以上から75歳未満の人を対象とした健診です。	ス付き高齢者向け住宅／住宅型有料老人ホーム 看護小規模多機能型居宅介護 (P27)	地域密着型特別養護老人ホーム (P27)
		認知症に伴う情緒的の混乱や言動の混乱により医療的な治療が必要な在宅療養中の方が、医師の指示の下、治療の一環として利用できる医療保険の通所サービス。	訪問看護 (P21) かかりつけ医 特定健診検査／後期高齢健康診査 認知症デイケア	まずは、今かかっている病院・診療所の主治医に相談してください。必要に合わせて、検査、薬の処方、専門医への紹介などを行ってもらることができます。 受診日時点で75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者を対象とした健診です。
支援の種類別色分け表		介護保険サービス 地域支援センター 民生委員・児童委員	市が行っているサービス 医療保険サービス 市社協	入所系施設（介護保険外に限る） その他 医師が必要とする場合利用できるサービス
<p>どこに何を相談してよいかわからない！</p> <p>そんな時は、担当学区の地域包括支援センターへご連絡ください。 介護は、1人では出来ません。悩む前にまず、お電話を！</p>				

ひとりで  
悩まないで

# 認知症の相談窓口

## ■ 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは認知症の相談をはじめ、高齢者の様々な相談に応じています。(P36~37参照)



## ■ 認知症なんでも相談所

認知症の人を介護していて何か困ったことがあったときや、家族などが「認知症ではないか?」と思ったとき、地域で心配な人がいたときなど、お近くの地域密着型サービス事業所（グループホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護等）が相談に応じています。詳しくは [草津市 認知症なんでも相談所](#) で [検索](#) してください。



たび丸とロバ隊長

## ■ 認知症の人と家族の会 滋賀県支部

認知症介護経験者が相談に応じています。

フリーダイヤル 0120-294-473

相談時間 月～金曜日 10:00～15:00 (祝日を除く)

## ■ 認知症疾患医療センター／もの忘れサポートセンター・しが／滋賀県若年認知症コールセンター

認知症介護について専門的知識のある認知症介護指導者が介護相談に応じています。また、若年認知症についての相談にも応じています。

電話 582-6032 / 090-7347-7853 (時間外) (医療法人 藤本クリニック内)

相談時間 8:30～17:30 (原則)

## ■ 成年後見制度の利用支援

認知症、知的障害、精神障害の理由で判断能力が不十分で

- 悪徳商法の被害を受けた。
- 金銭管理（財産管理）が難しくなってきた。
- 介護サービスの契約手続きが進まない。

このような方々の権利を保護するために、「成年後見制度」という制度があります。

成年後見制度の利用について知りたい、相談したい等、「特定非営利活動法人 成年後見センターもだま」をご利用ください。(市委託)

対象となる方 市内にお住まいの方

場所 草津市野村八丁目5番19号 サニーハイツピア105号

電話 598-0246 FAX 598-0888

時間 9時00分から17時00分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始除く)

※「成年後見センターもだま」の相談利用は無料です。また、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合、申立費用や後見等報酬の市の助成制度もあります。

問合せ先 長寿いきがい課 高齢者福祉係 ☎561-2362